

第五條 本党に左の機関を置く

- 一、大会
- 二、総務会
- 三、支部長会議

一、大会 會

第六條 大会は党の最高決議機関として、代議員及び本部役員を以て之を構成す、

第七條 大会は毎年一回総理之しを召集し議長及副議長は大会に於て之を選挙す、但し党員三分の二以上の要求ありたる時又は総務会は決議に依り臨時大会を開催することを得、

第八條 代議員は各支部より選出するものにして其の選出比率は総務会に於て之を定む、

第九條 大会の議事は出席代議員の過半数を以て之を決す可否同数なる時は議長之を決す、

第十條 大会は総理一名総務若干名書記長一名会計一名監査役若干名を選出するものとす、

二、総務會

第十一條 総務会は本部役員を以て構成す、

第十二條 総務会は党の執行機関として大会より大会迄の決議機関となり大会に對して責任を負ふものとす、

三、支部長會議

第十三條 支部長會議は本部役員及支部長を以て之れを構成す、

但し本部役員は密決権を有せず、

第十四條 支部長會議は総務会の諮問機関且つ党勢の参謀機関として総理之を召集す、但し支部長三分の二以上が必要と認めたる時は會議を開催することを得、

第六章 役員

第十五條 本党に左の役員を置く、

- 一、総理一名
  - 二、総務若干名
  - 三、書記長一名
  - 四、会計一名
  - 五、会計監査役若干名
  - 六、部長若干名
- 但し役員之任期を一年とし兩選を妨げず、